

濱崎要子著『鈴木正三の精神思想』を読む。

鈴木正三の作務思想 『萬民徳用』にみる職業倫理の第7項を考察する

7. 日常生活の勤勉が他者を利する利他行と考えた。

7-1 利他とは (浄土宗大辞典)

自利は自らの利益、利他は他者の利益のこと。自利は上求菩提、利他は下化衆生を意味する。

声聞は自利のみを求め、菩薩は自利利他の二利を行う。菩薩は自他平等の視点から自利と利他が相即の関係であると認識している。

7-2 その布施といふは**不貪**なり。不貪といふは、むさぼらざるなり。むさぼらずといふは、よのなかにいふへつらはざるなり。(道元 正法眼蔵 菩提薩埵四摂法)

7-3 汝等比丘 当に知るべし、多欲の人は、多く名利を求むるが故に、苦悩も亦た多し。少欲の人は求むること無く、欲無ければ、則ち此の患ひ無し。直爾に少欲すら尚ほ応に修習すべし。何に況んや少欲の能く諸の功德を生ずるをや。

少欲の人は、則ち**諂曲**して以て人の意を求むること無し。亦復た諸根の為に牽かれず。

(道元 正法眼蔵 八大人覺)

7-4 不貪の行為がすべて布施の行為

7-5 ただかれが報謝をむさぼらず、みづからがちからをわかつなり。舟をおき、橋をわたすも、布施の檀度なり。もしよく布施を学するとき、受身捨身ともにこれ布施なり、**治生産業もとより布施にあらざることなし**。(道元 正法眼蔵 菩提薩埵四摂法)

7-6 愚人おもはくは利他をさきとせば、自が利、はぶかれぬべしと。しかにはあらざるなり。利行は一法なり、あまねく自他を利益するなり。(道元 正法眼蔵 菩提薩埵四摂法)

## 永平清規

曹洞宗開祖道元が定めた僧林における生活規律を集めたもの。二卷。

嘉禎三年(一二三七)から宝治三年(一二四九)に述作の「典座教訓」「弁道法」「赴粥飯法」「吉祥山永平寺衆寮箴規」「対大己五夏闍梨法」「日本国越前永平寺知事清規」の六編。

## 典座教訓

佛家従本有六知事。共為仏子。就中典座一職是掌衆僧之弁食。

禪苑清規云供養衆僧故有典座。

従古道心之師僧同作仏事発心之高士充来之職也。

蓋猶一色之弁道歟。若無道心者徒勞辛苦畢竟無益也。

## 知事清規

園頭一職最難極苦矣。有道心者勤来職也。無道心人不可充之職。

常在菜園、隨時種栽矣。仏面祖面、驢脚馬脚、如農夫如田夫。

終日携鋤鋤、而自畊自鋤、担屎担尿、不怕生根。

唯待熟爛不可失時。鋤地種菜之時、不著裙・褌衫。

不著袈裟。只著白布衫・中衣而已。

然而公界諷經・念誦・上堂・入室等之時、必来随衆。不可不參。

在菜園、朝晚燒香・礼拝・念誦、回向龍天土地、不曾懈怠。

(中略)

小根之輩、不肖之族、未曾充職矣。

## 辨道法

所以大衆若坐随衆而坐、大衆若臥随衆而臥。

動静一如大衆、死生不離叢林。拔群無益、違衆未儀。此是仏祖之皮肉骨髓也。

亦乃自己之脱落身心也。然則空劫已前之修証也、無拘現成。